

水戸市第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針

○計画策定の趣旨

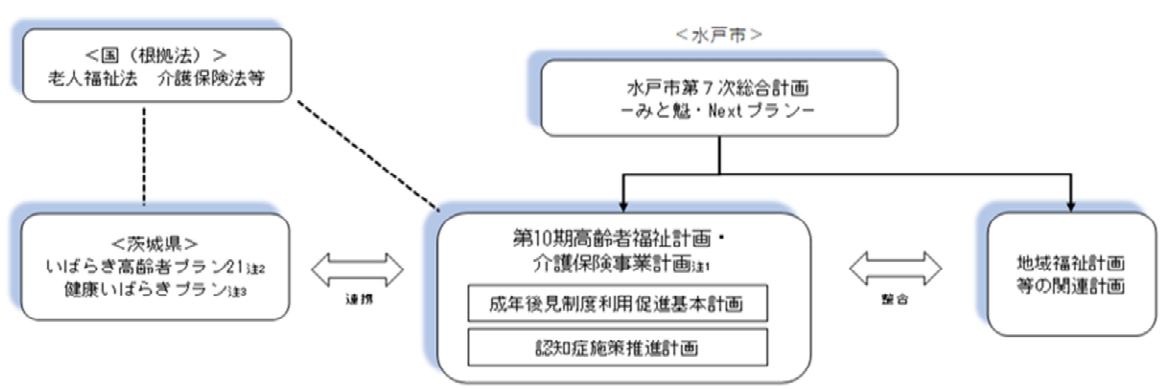
高齢者人口の増加と年少人口及び生産年齢人口の減少により、2025（令和 7）年10月 1 日現在の全国の高齢化率が29.4%に達する中、いわゆる団塊の世代全員が75歳以上となっています。今後、65歳以上の高齢者数が2040（令和22）年にピークを迎えるとともに、自治体・地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることが見込まれていることから、これらの社会環境の変化を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かな対応が求められています。

これまで、国においては、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（令和 7）年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の実情に応じた医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。介護保険制度の創設から 25 年が経過し、高齢者の生活を社会全体で支える仕組みとして定着・発展してきた現在、今後も増加が見込まれる医療・介護の複合ニーズを抱える 85 歳以上の人や認知症の人、独居の高齢者等が、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するためには、地域包括ケアシステムのさらなる深化や、地域共生社会の着実な具現化と展開が必要となっています。

本市においても、高齢者に関する施策を総合的に推進するとともに、介護保険事業の安定的な運営を図るため、水戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を 3 年ごとに見直し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできたところです。現行計画の最終年度を迎えることから、高齢化の進行等による社会情勢の変化やそれに伴う国の制度改正、SDGs の理念等を踏まえるとともに、水戸市第 7 次総合計画－みと魁・N e x t プラナーを上位計画として、関連計画との整合を図りながら、高齢者がいきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、水戸市第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するものです。

また、当該計画には、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき市町村が定める成年後見制度利用促進基本計画、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき市町村が定める認知症施策推進計画を内包するものとします。

図-1 計画の位置付け



注1 高齢者福祉計画（老人福祉計画）及び介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第7項の規定により一体のものとして作成されなければならないもの。

注2 老人福祉法第20条の9第1項の規定による茨城県高齢者福祉計画及び介護保険法第118条第1項の規定による茨城県介護保険事業支援計画の総称のこと。

注3 県民がともに支え合いながら、生涯を通じて健康で明るく元気に暮らせる社会の実現を目指して、県や関係者等が取り組むべき施策や目標を策定した計画のこと。

○計画の期間

2027（令和9）年度から2029（令和11）年度までの3年間とします。

なお、介護保険に係るサービス及び給付の水準については、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる2040（令和22）年を見据えた推計を行います。

図-2 2040（令和22）年を見据えた計画の策定

